

2012年度 秋季年末要求書

削除：(執行部彙)

1. 冬季一時金などに関する要求

- ① 正規1.35ヶ月、パート0.96ヶ月、福祉及び3年勤続を超えるアルバイト職員に寸志を支給すること。
- ② 年取が下がるものには、それを補填する特別手当を支給すること。
- ③ 予算を超える剰余は全額労働者に還元(年度末一時金の支給)すること。
- ④ 冬季一時金の支給日は12月10日とすること。

2. 労働時間及び労働三法遵守に関する要求

(1) 不払労働(サービス残業)の根絶、長時間・過密労働の改善

- ① 業務に関わる作業は、事業所長の責任において全て就労時間とするよう徹底すること。
- ② 組織改編やシステム改編後の労働実態を再調査し、実態に沿った契約時間の変更(元に戻す)を行うこと。
- ③ 部門・部署の職員配置定数を抜本的に見直し、人員増を図ること。欠員の部署については期限を切って補充を実現すると同時に、補充しきれない場合の対策を明示すること。
- ④ サービス残業問題に関連して、職場の実態をとともよく表した“声”が現場から寄せられました。この“声”はいわゆる“私方針”のことで書かれた“声”ですが、その内容はあらゆる場面をも連想させるものです。以下の声に対する理事会の見解を示すこと。
『私の方針(課題)もサービス残業に近いと思います。売場をよくすることも、作業効率を上げることも大切だし、続けたいと思います。けれど、レポートの作成や供給・ロスのチェック、作業の打合せなどで、休憩時間や退勤のタイムカード打刻後あるいは自宅での作業が発生している事実をどうとらえればいいのでしょうか？場合によっては経費も発生するのに請求できるんですか？かつて「私方針」のために、自宅パソコンでPOPを作成し、実費のインク紙代を請求したら、「自宅作業はサービス残業を認めることになるから、経費として認められない」と当時の店長から言われました。「私方針」は、自分の勉強だから自腹は当たり前ということで割り切っていますが、モチベーションは下がります。』

削除：すること。同時に慢性的な残業(サービス残業を含む)

削除：があればそれにそった

書式変更：蛍光ペン(なし)

書式変更：インデント：左：10mm、行頭文字または番号を削除

(2) 休日・休暇

- ① 年間休日を増やし、総労働時間を短縮すること。
- ② 年休100%完全取得実現のための具体的展望を示すこと。
- ③ 失効する年休を介護やボランティアなどに活用できるよう“積立制度”を早急に確立すること。
- ④ 年次有給休暇の時間単位取得について、改めて検討すること。

3. 働きやすい職場環境に関する要求

- ① 数値のための営業を助長する“キャンペーン”は廃止し、意義と動機付けによる日常的な営業活動を強化すること。
- ② 少なくともキャンペーン加入時のメリットを得るための“ため置き”は、共済加入との関係で大きな矛盾を生んでいます。買い手のメリットが最大限となるよう矛盾を解消すること。
- ③ 個人の携帯電話を業務上で使用することを禁じること。業務上携帯電話が必要な職種には、業務用携帯電話を全職員に貸与すること。

【宅配事業、仲間づくり関連】

- ① 組合員SC稼働や物流改革後の新体制において、休みやイレギュラーなどで人時が不足する場合の約束(センター長やブロック長のフォロー)が出来ていないところが少なくありません。その背景にはセ長やB長自身の過重労働があります。できないならできないことを率直に認め、それに代わる具体的な対策を示すこと。
- ② ビン類の集品において緩衝材を活用するなど、配送中に割れないよう対策を講じること。
- ③ 納品カゴ車における商品の積み方で、重量物(特に飲料)を倉庫パートやアルバイトの身長以上に高く積み上げているケースがあります。労働安全上の問題として実態を調査し、早急に改善を図ること。
- ④ 配送担当の昼休憩が十分確保されていません。その分は残業として申告させるよう努力していることは評価しますが、特に暑い時期の夏場などでは“残業”としてではなく、1時間の休憩時間をきちんと確

削除：<#>ビン類の集品において緩衝材を活用するなど、配送中に割れないよう対策を講じること。 .

削除：に伴う

削除：(センター事務)

削除：は

削除：通り

削除：が確実にフォローすること

削除：また、センター長やブロック長に、それができる体制を保障すること。 .

保することが体力的にも労働安全衛生上も必要です。抜本的な対策を明示し、実行すること。

- ⑤ OCR読み取り用のパソコンが不足している事業所には増設を行うこと。
- ⑥ 木曜の夕配(個配)については、廃止の方向で運用することを改めて検討すること。
- ⑦ 組合員の都合による返品が発生し、それを引き売りせざるを得ない場合は、強制しないことは当然のことながら、個々人の負担を軽減するよう大幅な値引きを行うこと。
- ⑧ コース見直しの際、特に女性担当者(パート含む)のコースにおいてはトイレの確保や所要時間のゆとりを加味した見直しを行うこと。あわせて現状の改善も行うこと。
- ⑨ 多くの企業がネット販売に参入する中、組合員情報を持ち配達網を持つ生協は、その強みを存分に発揮すべきですが、残念ながらその普及は極めて遅れています。eフレンズの活用・普及を大胆に進めること。

削除: 数値のための営業を助長する“キャンペーン”は廃止し、意義と動機付けによる日常的な営業活動を強化すること。・個人の携帯電話を業務上で使用することを禁ずること。業務上携帯電話が必要な職種には、業務用携帯電話を全職員に貸与すること。

削除: パート

【店舗事業関連】

- ① 店舗職員の業務課題から共済の課題を外し、店舗業務に集中できる環境を作ること。人時が不足している実態の中で課題が過重です。キャンペーンを行う場合は、それ担当の職員を配置すること。
- ② 水・木のチラシは現場に極めて評判が良くありません。その理由は、“売れる”あるいは“売りたい”と思える商品企画となっていないことです。企画する側も努力はされていると思いますが、大切なのはその地域の組合員さんと直接接している現場職員の声が企画側に通じているのかどうかということです。また、携帯メールサービスも同様です。現場の感覚では、集客に役立っていないということであり、やるなら多くの組合員にも喜ばれる企画にして欲しいというものです。そうした現場の声が本部とキャッチボールされ、参考にされながら企画が検討される…そうした仕組みや運用の確立を行うこと。
- ③ 店舗パートの連休取得(3連休×2回)に関して、理事会が取得のために努力をしていることは認めますが、現場では「労組がやかましく言うから必ずとれ」となどと、人時が慢性的に不足している現場の実態を無視した対応がされているとの報告が上がっています。ただちに修正し、3連休を取得できることが当たり前の職場運営を確立すること。
- ④ 発注に使用するハンディボットの必要数を再調査し、不足している店舗には増設すること。
- ⑤ 全レジにハンドスキャナーの導入を改めて検討すること。
- ⑥ 店舗パートの通勤車両ルールを正規と同等のルールに変更すること。
- ⑦ レシートの印字について、個数表示の改善を行うこと。

【福祉事業関連】

- ① 福祉専門職員の賃金の運用について、体系通りの運用が図られていないという声が出されています。具体的な運用状況について報告し、必要に応じて対応すること。

書式変更: インデント: 左: 3.6 mm, 箇条書き + レベル: 2 + 整列: 7.4 mm + インデント: 14.8 mm

4. 国民的課題及び回答指定日について

- ① 消費税増税が決まり、2014年以降、段階的に10%まで引き上げられます。当然、消費支出は抑えられ、生協の経営もより一層難しくなることが予想されます。理事会は、消費税増税には反対との見解を示しておられますが、消費者運動としてそれをどう具体化される予定なのか明らかにすること。
- ② 同様に TPP 問題に関して、理事会及び日生協の現在の見解を明らかにされること。
- ③ 回答は、11月4日(金)に文書にてお願いいたします。

削除: を